

入退室管理システム機器更新業務に係る業務仕様書

第1 事業の概要

1 事業概要

京都府庁には本庁各システムのサーバ基盤やネットワーク機器が設置されている電算室があり、セキュリティ確保のため入退室においては生体認証などの管理システムを導入しているが、本システムについては導入後長期間を経過し、保守期限を迎えていることから、機器の更新を実施するものである。

2 整備方針

2.1 整備台数

第2 要求仕様「1 機器等の構成」に示すとおり

2.2 実現機能

第2 要求仕様「2 作業内容」に示すとおり

2.3 設置場所

第2 要求仕様「2 作業内容」に示すとおり（別紙1参照）

2.4 履行期限

令和6年3月31日（日）までに機器設置を完了すること

第2 要求仕様

1 機器等の構成

以下の内容及び本仕様書「3 機器仕様」に記載のとおりとする。

項	システム名	数量	備考
1	生体認証装置	2 式	本機器に関連して、生体認証登録に機器が必要な場合は1 式見込むこと。
2	生体認証登録機	1 式	
3	非接触 IC カードリーダー	6 式	
4	非接触 IC カード	100 式	
5	ゲートコントローラー	1 式	
6	スイッチングハブ	1 式	
7	入退室管理ソフトウェア	必要数	ソフトウェアをインストールする管理用端末については京都府庁で用意
8	電気錠	1 式	通信機器室に新たに電気錠を設置すること。その他扉（3 扉）については既存の電気錠を流用すること。

※ 別途電源装置が必要な場合は提案に含めること。

2 作業内容

手のひら静脈による生体認証及び IC カードによる入退室管理システムを構築すること。また認証結果・物理的な施錠制御に係る履歴を確認できるシステムとすること。

2. 1 旧機器の撤去作業

- ・サーバ室及びサーバ室前室、プログラミング室の旧認証装置に関連する機器については撤去すること。また、機器等の撤去にあたり隙間等が生じた場合にはプレート等を利用してその部分を塞ぐこと。
- ・撤去した機器については、京都府にて産業廃棄物処理を実施するため、京都府が指定する場所にまとめて置いておくこと。

2. 2 設置作業

本業務の対象とする設置場所は、京都府庁 2 号館 6 階にある以下とする。（詳細は別紙 1）

項	設置場所	設置状況	扉数	設置内容
1	サーバ室（入室/退室）	既設	1	入室：生体認証/退室:IC カードリーダー
2	サーバ室前室（入室/退室）	既設	1	入室：IC カードリーダー/退室:IC カードリーダー
3	通信機器室（入室/退室）	新設	1	入室：生体認証/退室:IC カードリーダー

4	プログラミング室（入室/ 退室）	既設/新設	1	入室：IC カードリーダー 退室：IC カードリーダー
---	---------------------	-------	---	--------------------------------

- ・本業務にて調達した電気錠、生体認証装置、IC カードリーダー、ゲートコントローラー、スイッチングハブを新たに設置すること。また、既設入退室システムのケーブルは撤去し、新たにケーブル類を配線すること。
- ・その際、隙間等がある場合にはプレート等を利用して見えないように設置すること。
- ・京都府庁が用意した管理用端末に、入退室管理ソフトウェアをインストールすること。
- ・各種マニュアル及び故障時の連絡先等を示した書面を納品すること。
- ・設置にあたっては、現状を確認のうえ施行すること
- ・サーバー室の扉について、現在開き戸と自動ドアの2扉に入退室管理システムが設置されているが、今回の更新にあたり、開き戸は常時開放し、自動ドアのみ入退室管理システムによってドアの開閉を行うこと。

3 機器仕様

3. 1 生体認証装置：2式

認証方式は手のひら静脈による生体認証を行うものとし、次の要件を満たすこと。

- ・なりすましを防止するため体外情報ではなく体内情報を読み取ること。
- ・本人拒否率が0.01%以下であること。
- ・他人受入率が0.00001%以下であること。
- ・読み取りセンサーは非接触式であること。
- ・認証方法は、1対N認証（生体情報のみで認証）できること。
- ・1対N認証は2秒以内であること。
- ・認証登録人数は100人以上可能であること。
- ・サイズはW181×H148×D57（mm）以下であること。
- ・壁面設置とし、壁への埋め込み部を設けないこと。
- ・右手でも左手でも生体認証に支障がないこと。
- ・付け爪着用時にも対応できること。
- ・異常、障害が発生した場合、生体認証装置側にて表示できること。なお、入退室管理ソフトウェア側での表示でも可とする。
- ・生体認証装置の状態や認証判定結果を装置内蔵の機能で知らせること。（認証の可否／ドア開閉など）
- ・事象をブザー鳴動で操作者に知らせること。（認証結果／装置異常発生／操作音など）
- ・生体認証装置のメニュー表示は日本語であること。

3. 2 生体認証登録機：1式

生体認証登録機は次の要件を満たすこと。

- ・手のひら静脈認証に対応していること。

- ・USB インターフェースにて外付け接続可能であること。また、USB バスパワーにて動作可能なこと。なお接続可能な PC 端末は、特定のベンダ・製品に依存しないこと。
- ・生体認証登録機は下記スペックのパソコンで動作可能なものであること。

CPU：インテル Core i5-8365U

メモリ：8GB

ストレージ：256GB SSD

OS：Windows 10 Pro (64 ビット) /Windows 11 Pro (64 ビット)

3. 3 非接触 IC カードリーダー：6 式

非接触 IC カードリーダーは次の要件を満たすこと。

- ・FeliCa カードで照合ができること。
- ・IC カードリーダーの状態や認証判定結果を装置内蔵の機能で知らせること。(認証の可否/ドア開閉など)
- ・サイズは W116×H120×D40 (mm) 以下であること。
- ・壁面設置とし、壁への埋め込み部を設けないこと。

3. 4 非接触 IC カード：100 式

非接触 IC カードは次の要件を満たすこと。

- ・非接触 IC カードリーダーに照合できること。
- ・カード種別は Felica とすること。

3. 5 ゲートコントローラー：1 式

ゲートコントローラーは次の要件を満たすこと。

- ・生体認証装置/IC カードリーダー/電気錠/自動ドアの接続・制御が可能であること。
- ・4 扉の電気錠制御が可能であること。
- ・DI/DO による外部連携が可能であること。
- ・サイズは W600×H1200×D250 (mm) 以下であること。

3. 6 スイッチングハブ (L2 スイッチ)：1 式

スイッチングハブは次の要件を満たすこと。

- ・10 / 100 / 1000BASE-T 8 ポートを搭載していること。
- ・Auto MDI スイッチにより MDI/MDI-X の切替が可能であること。
- ・マグネットシート等を使用することにより、金属製の壁に設置が可能であること。
- ・サイズは W266×H162×D44 (mm) 以下であること。
- ・ゲートコントローラーの内部もしくは付近の壁面に設置すること。

3. 7 入退室管理ソフトウェア：必要数

入退室管理システムとして次の機能を有すること。

- ・フロア、ルーム、生体認証装置、IC カードリーダー、電気錠、ドア状態を常時監視し、リアルタイムに状態表示が可能であること。

- ・異常発生時には画面表示／ブザー鳴動などで監視者に通知が可能であること。
- ・生体認証装置、ICカードリーダー、電気錠に対して遠隔操作が可能であること。
- ・入退室履歴、異常履歴、操作履歴を履歴情報として蓄積・管理が可能であること。
 - ・入退室履歴：500,000件程度
 - ・異常履歴：100,000件程度
 - ・操作履歴：100,000件程度
- ・履歴情報を、一覧表示／検索／印刷／ファイル出力が可能であること。
- ・運用カレンダーにて、平日・休日・祝祭日別の運用パターン設定が可能であること。
- ・フロア／ルーム別でのスケジュール設定や動作モードの設定が可能であること。
- ・事前に設定したスケジュールにて電気錠の動作を変更することが可能であること。
- ・利用者情報として、氏名／利用者ID／手のひら静脈が登録可能であること。
- ・利用者情報の削除／更新／ファイル出力が可能であること。
- ・個人にグループを指定し、グループ単位に入室権限の設定が可能であること。
- ・ログインアカウント毎に管理対象を制限可能であること。
- ・運用中に変更される資格情報、スケジュール情報、利用者情報などの運用情報やシステムセットアップ時の定義情報を、zip形式にてバックアップが可能であること。
- ・生体認証装置及びICカードリーダーと入退室管理端末間で通信不可となった場合も、入退室運用に影響がないこと。なお、この場合の入退室履歴は、管理端末と通信可能となった場合に入退室管理システムにアップロードされること。
- ・入退室管理ソフトウェアは下記スペックのパソコンで動作可能なものであること。
 - CPU：インテル Core i5-8365U
 - メモリ：8GB
 - ストレージ：256GB SSD
 - OS：Windows 10 Pro (64ビット) /Windows 11 Pro (64ビット)

3. 8 電気錠：1式

電気錠は次の要件を満たすこと。

- ・通信機器室扉に取り付けが可能なこと。
- ・生体認証装置、ICカードリーダーに対応していること。
- ・部屋内側にサムターンカバー設置のこと。
- ・電気錠種別が変更可能であること。(通電時施錠型及び通電時解錠型)

4 運用環境

次の運用環境を満たすこと。

- ・手のひら静脈による生体認証及びICカードによる入退室が可能であること。
- ・認証結果・物理的な施錠制御に係る履歴を確認できること。
- ・電気錠の扉については、警報表示盤と接続し、緊急時には電気錠の扉を強制的に開錠すること。
- ・電気錠の開錠時間及び電気錠扉の解放許可時間を1～999秒間で設定できるものとする。

- ・電気錠種別：「通電時解錠型」扉は「施錠状態（通常）」「主体認証により解錠された状態」「管理用端末制御により解錠された状態」の3つの状態へ制御可能であること。一定時間扉を開放した場合警報を発報すること。その場合、扉を閉めることで解除できること。
- ・緊急時においては、扉について以下の開閉処理が可能であること。
 - ・外側より物理的にマスターキーを用いて解錠可能であること。
 - ・内側より手動にて鍵部分のサムターンカバーを破壊し解錠可能であること。
 - ・停電時、扉が閉じた状態にて自動で施錠がかかること。

5 納品物

下記に示す成果物を紙媒体及び電子媒体にて各一部ずつ納品すること。なお、本業務に必要なものがあれば、対象として追加すること。

- ・設計書
- ・試験成績書
- ・取扱説明書
- ・施工写真

6 その他

- ・今回導入する機器については、納品から5年間は故障対応（スポット保守）が可能な製品とすること。
- ・定めのない事項については、双方協議の上、適宜決定するものとする。